

# 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書等 14 件を国会に報告することについて

平成 22 年 12 月 17 日  
国 土 交 通 省

## I. 概要

広島平和記念都市建設法等 14 の特別都市建設法の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年 1 回国会に対し、各特別都市建設事業の進捗状況を報告することとされている。

今般、進捗状況について、関係市町から報告があったことを受け、以下の 14 報告書を取りまとめ、これらを国会に報告するものである。

- ・ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書
- ・ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
- ・ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
- ・ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
- ・ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

## II. 進捗状況

街路事業、下水道事業、土地区画整理事業及び公園事業の 4 事業について、それぞれ事業量、事業費及び進捗率の報告を行っている。

【各都市の 4 事業における進捗率の平均値】

街路事業	下水道事業	土地区画整理事業	公園事業
54.8%	89.5%	92.4%	73.4%

### 《参考：広島平和記念都市建設法等 14 法律の概要》

- ① 各特別都市は、都市計画法の定める都市計画の外、各都市建設の目的にふさわしい諸施設の計画を含めた特別都市建設計画を定め、特別都市建設事業を実施する。
- ② 国は、事業の用に供するために必要があると認める場合に普通財産を譲与することができる。
- ③ 国土交通大臣（旧軍港市転換法では国土交通大臣及び財務大臣）が各特別都市建設事業の進捗状況の報告を受け、内閣総理大臣が、毎年 1 回国会に対し、各特別都市建設事業の進捗状況を報告しなければならない。

#### 問い合わせ先

国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 角野・酒井  
代表：03-5253-8111（内線 32633） 夜間直通：03-5253-8409